

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

給与較差補てん金に係る源泉徴収

Q：当社は、使用人を子会社へ出向させていますが、出向先法人の給与ベースが低いため、較差補てん金を出向者本人へ直接支給しています。

この較差補てん金は給与として取り扱われるそうですが、所得税の源泉徴収についてはどうすればよいのでしょうか。

また、較差補てん金を出向先法人へ支出した場合の取扱いはどうなりますか。

A：出向者にとっては、出向先法人と出向元法人の両方から給与の支給を受けることとなりますので、所得税の源泉徴収については、一方（通常、出向先法人）が月額表の甲欄を適用し、他方（通常、出向元法人）においては月額表の乙欄を適用することになります。

月額表の甲欄を適用できるのは、「給与所得者の扶養控除等申告書」を給与等の支払者に提出した場合です。この申告書は、2カ所以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、いずれか1カ所の給与等の支払者に対してのみ提出することができます。

また、出向先法人を通じて支給する場合には、その出向者にとっては、出向先法人1カ所から給与の支給を受けることとなりますので、たとえ出向元法人が負担する較差補てん金が給与に当るものであっても、出向元法人においては所得税の源泉徴収を行わず、出向先法人においてその出向者に給与を支払う際、所得税の源泉徴収を行うこととなります。

